

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第2号

不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和51年北海道規則第56号)第4条、第8条第1項、第12条第1項第2号及び第2項並びに別記第6号様式
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年北海道規則第38号)別記第3号様式末尾欄外注1(2)の事項
- (3) 北海道立自然公園条例施行規則(昭和33年北海道規則第74号)第3条第2項第7号、第8条第3項第2号、第10条第2項各号、第27条第2項第1号、別記第1号様式末尾欄外注2(7)の事項、別記第7号様式末尾欄外注1(2)の事項、別記第9号様式末尾欄外注1の事項、別記第13号様式末尾欄外注1の事項、別記第14号様式末尾欄外注1の事項及び別記第18号様式注1(1)の事項
- (4) 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第123号)第27条第2項第2号
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年北海道規則第31号)別記第1号様式5(6)の事項
- (6) 大麻取締法施行細則(昭和28年北海道規則第123号)第3条第2項第2号及び第8号
- (7) 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和31年北海道規則第35号)第7条の3及び第7条の6
- (8) 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則(平成14年北海道規則第81号)別記第2号様式
- (9) 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則(平成14年北海道規則第82号)別記第2号様式
- (10) 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(平成14年北海道規則第83号)別記第2号様式
- (11) 北海道企業立地促進条例施行規則(平成9年北海道規則第55号)別記第1号様式別紙その他の添付書類6の事項
- (12) 北海道地方卸売市場条例施行規則(昭和46年北海道規則第115号)第2条第4号ア
- (13) 農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)第15条第3号、第30条第6号、第39条第3号、第40条第4号、別記第12号様式その1(添付書類)3の事項、同様式その2(添付書類)3の事項、同様式その3(添付書類)3の事項、同様式その4(添付

目次

規則

○不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則.....(法制文書課)	9
○公文書における性別の記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則.....(生活振興課)	12

告示

○知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部改正.....(情報基盤課)	12
○北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準の一部改正.....(環境政策課)	13
○有害興行の指定.....(生活文化・青少年室)	13
○有害図書類の指定.....(生活文化・青少年室)	13
○と畜場番号の指定の一部改正.....(食品衛生課)	13
○土地改良区の役員の退任の届出.....(土地改良指導課)	13
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....(土地改良指導課)	14
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	14
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	15
○都市計画の変更の決定.....(都市計画課)	15
○道路の供用の開始.....(道路整備課)	15
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課)	15
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(物品管理課)	16

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	16
------------------------	----

道公安委員会規則

○北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	16
--	----

規則

書類)3の事項、別記第29号様式(添付書類)7の事項、別記第39号様式(添付書類)1の事項、別記第41号様式(添付書類)1の事項、別記第42号様式(添付書類)3の事項及び別記第43号様式(添付書類)4の事項

- (14) 森林組合法施行細則(昭和54年北海道規則第8号)第18条第3号及び別記第23号様式(添付書類)3の事項
- (15) 北海道立都市公園条例施行規則(昭和50年北海道規則第50号)第2条第2項第1号オ、第3条第3項第3号及び第4条第2項第3号
- (16) 建築士法施行細則(昭和25年北海道規則第257号)第19条の2第2項第1号(知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年北海道規則第50号)第2条第4号及び第5号
- (2) 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則(昭和36年北海道規則第11号)別記第1号様式その1の8(3)の事項
- (3) 北海道公害防止施設改善資金貸付規則(昭和45年北海道規則第86号)第4条第1項第5号及び別記第1号様式添付書類4の事項
- (4) 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第71号)第3条第2項第4号
- (5) 北海道青少年保護育成条例施行規則(昭和30年北海道規則第28号)第6条第3項第1号、別記第9号様式末尾欄外備考1の事項及び別記第10号様式末尾欄外備考1の事項
- (6) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年北海道規則第140号)別記第2号様式(備考)1の事項及び2(2)の事項、別記第7号様式(備考)2の事項、別記第8号様式(備考)、別記第10号様式(備考)並びに別記第12号様式(備考)1の事項及び2(2)の事項
- (7) 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和43年北海道規則第40号)第150条第9号
- (8) 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和42年北海道規則第37号)第3条第2項第2号
- (9) 調理師法施行細則(昭和34年北海道規則第88号)別記第9号様式注2の事項
- (10) 食品衛生法施行細則(昭和24年北海道規則第5号)別記様式第10号末尾欄外備考1の事項、別記様式第13号の3末尾欄外備考及び別記様式第13号の4末尾欄外備考
- (11) 食品の製造販売行商等衛生条例施行規則(昭和29年北海道規則第122号)別記第1号様式末尾欄外備考1の事項、別記第3号様式末尾欄外備考1の事項、別記第5号様式備考及び別記第5号様式の2備考
- (12) かきの処理等に関する衛生条例施行規則(昭和37年北海道規則第125号)別記第1号様式末尾欄外備考1の事項、別記第2号様式の2備考及び別記第2号様式の3備考

(13) クリーニング業法施行細則(昭和59年北海道規則第115号)別記第2号様式の3添付書類1の事項及び別記第2号様式の4添付書類1の事項

- (14) 温泉法施行細則(昭和23年北海道規則第156号)別記第7号様式末尾欄外注(1)の事項
 - (15) 医療法施行細則(昭和46年北海道規則第84号)別記第29号様式添付書類(6)の事項、同様式別記5末尾欄外備考3の事項、別記第30号様式末尾欄外備考1(3)の事項及び3(2)の事項、別記第36号様式添付書類(8)工の事項並びに別記第37号様式備考1の事項
 - (16) 介護保険法施行細則(平成11年北海道規則第87号)別記第3号様式
 - (17) 火薬類取締法施行細則(昭和29年北海道規則第146号)別記第9号様式の3末尾欄外添付書類2の事項、別記第9号様式の4末尾欄外添付書類2の事項、別記第9号様式の5末尾欄外添付書類の事項、別記第14号様式末尾欄外添付書類の事項、別記第18号様式末尾欄外添付書類の事項及び別記第24号様式の添付書類の事項
 - (18) 北海道創造的中小企業育成条例施行規則(昭和61年北海道規則第73号)第4条第5号
 - (19) 北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則(昭和32年北海道規則第63号)第3条第4号及び別記第1号様式(添付書類)の2)の事項
 - (20) 北海道漁業権免許申請規則(昭和59年北海道規則第2号)第2条第1項第1号イ、第2号イ及び第3号イ、第3条第1項第2号並びに第4条第1項第1号イ並びに第2項第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イ
 - (21) 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年北海道規則第91号)別記第5号様式林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第7条第2項
 - (22) 北海道屋外広告物条例施行規則(昭和26年北海道規則第17号)第20条第2項第1号及び別記第11号様式その1末尾欄外注1の事項
 - (23) 宅地造成等規制法施行細則(昭和39年北海道規則第130号)第3条の2
 - (24) 都市計画法施行細則(昭和45年北海道規則第82号)第9条第1号及び別記第13号様式備考2の事項
 - (25) 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則(昭和62年北海道規則第12号)第2条第2項第5号
 - (26) 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則(昭和58年北海道規則第23号)第3条第2項第4号
 - (27) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第204条第2項第3号及び第205条の14第2項第1号(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)
- 第3条** 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成16年北海道規則第125号)の一部を次のように改正する。
- 第3条第2項第2号及び別記第1号様式添付書類6の事項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第2号様式末尾欄外注の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第4条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。
第15条の2第4項中「第16条の3第7項又は第8項」を「第16条の3第8項又は第9項」に改める。
別記第5号様式の3中「16条の3ⅦⅧ」を「16条の3ⅧⅨ」に改める。
別記第35号様式の49中「登記(録)抄本」を「登記(登録)の内容を証する書面」に改める。
別記第48号様式の2の2末尾欄外注意1(2)イの事項及び別記第48号様式の4(表)中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第49号様式の5その1中「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」を「登記事項証明書」に改め、同様式その2中「登記簿謄本又は抄本(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書)」を「登記事項証明書」に改める。
別記第51号様式の4末尾欄外注意1(1)のア及びイの事項、別記第54号様式(裏)、別記第56号様式の2末尾欄外注意1(2)の事項並びに別記第56号様式の3末尾欄外注意2の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第5条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)の一部を次のように改正する。
第4条第10項第1号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第3号中「登記簿の謄本若しくは抄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第4号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。
(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第5号中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改め、同項第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成6年北海道規則第20号)の一部を次のように改正する。
別記第16号様式(裏)添付書類6の事項及び別記第18号様式(裏)添付書類7の事項中「登記簿の謄本(又は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書)」を「登記事項証明書」に改める。
別記第27号様式(裏)添付書類4の事項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第8条 理容師法施行細則(昭和59年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。
別記第4号様式注の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第4号様式の2注の事項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(美容師法施行細則の一部改正)

第9条 美容師法施行細則(昭和59年北海道規則第116号)の一部を次のように改正する。
別記第4号様式注の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第4号様式の2注の事項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(武器等製造法施行細則の一部改正)

第10条 武器等製造法施行細則(昭和28年北海道規則第184号)の一部を次のように改正する。
第5条第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第2号様式の2末尾欄外添付書類2の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(農地法施行細則の一部改正)

第11条 農地法施行細則(昭和45年北海道規則第137号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式8注3の事項、別記第4号様式6注2(1)の事項、別記第8号様式7注2(1)の事項及び別記第12号様式8注2(1)の事項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第16号様式(2葉)注2の事項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第35号様式その3注2(3)の事項中「法人登記簿抄本」を「法人の登記事項証明書」に改め、同注2(5)の事項中「清算終了登記簿抄本」を「清算終了の登記事項証明書」に改める。
(北海道空港条例施行規則の一部改正)

第12条 北海道空港条例施行規則(昭和50年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。
別記第5号様式の2中「商業登記簿の謄本」を「申請者の登記事項証明書」に改める。
(住宅地造成事業に関する法律施行細則の一部改正)

第13条 住宅地造成事業に関する法律施行細則(昭和41年北海道規則第1号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項の表中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第3号様式末尾欄外(注意)の事項中「不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条」を「不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（北海道厚生年金住宅貸与条例施行規則の一部改正）

第14条 北海道厚生年金住宅貸与条例施行規則（昭和32年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（別紙）6(5)の事項中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に、「その登記簿謄本」を「その登記事項証明書」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第15条 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式の注）3の事項及び別記第16号様式の注）3の事項中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

公文書における性別の記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第3号

公文書における性別の記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

	年 月	日生 (歳)	男・女
--	-----	------------	-----

を

	年 月	日生 (歳)
--	-----	------------

に改める。

（結核予防法施行細則の一部改正）

第2条 結核予防法施行細則（昭和38年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「男・女」を削る。

別記第29号様式中

男	・	女
---	---	---

を削る。

（北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和43年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「男・女」を削り、

性 別	職 業

を

職 業

に改める。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第4条 製菓衛生師法施行細則（昭和42年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

性 別	男 ・ 女
-----	-------

を

--

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第157号

平成16年北海道告示第358号（知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示）の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

第2条第1項第1号中「登記簿及び戸籍の謄本若しくは抄本」を「登記事項証明書、戸籍

謄本若しくは抄本」に改める。

第4条第1項中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

北海道告示第158号

平成11年北海道告示第126号（北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準）の一部を次のように改正する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1の(5)の口中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第3条第1項」を「第5条」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区」に改める。

北海道告示第159号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の理由
映画	ピンサ口嬢 優しい指と激しい舌	オーピー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	若妻ひとりH 夜まで待てない	同	
同	喪服不倫 黒足袋婦人	新日本映像	
同	外人妻×スケベな妹 丸見えエロ騒ぎ	オーピー映画	
同	9 Songs	ファインフィルムズ	

北海道告示第160号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種類	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行人、制作所、受審会社等
雑誌	17885-03	BUBKA ブカ	2005年3月号 株式会社コアマガジン
同	16151-3	Chuッ スペシャル	2005年3月号 株式会社ワニマガジン社

同	07653-3	VITAMAN 月刊ビタミン	2005年3月号	株式会社竹書房
同	18113-3	本当にあったHな話	2005年3月号	株式会社ぶんか社
同	28307-3/20	ヤングアニマル嵐 Vol.24	2005年3月20日発行	株式会社白泉社
同	04167-03	Street SUGAR ストリート・シュガー	2005年3月号	株式会社サン出版
同	08365-03	マガジン・ウォー・ウルフ	2005年3月号	株式会社マガジンマガジン
同	08398-03	マガジンW00000! 3月号増刊 ウォーA組	2005年3月5日発行	同
同	17999-3	COMICペンギンクラブ	2005年3月号	辰巳出版株式会社
同	13991-3	COMICバズーカ	2005年3月号	同
同	15529-3	ZUBA! [ズバッ!]	2005年3月号	インフォレスト株式会社
同	08397-03	W00000! マガジン・ウォー	2005年3月号	株式会社マガジンマガジン
同	02801-3	Kissui きっすい	2005年3月号	英知出版株式会社
同	02591-03	カルビPOWER	2005年3月号	若生出版株式会社
同	08877-3	Yha! やぁ! Hip & Lip	2005年3月号	株式会社ワニマガジン社
同	50163-63	ACTION COMICS ピンキーリップ	2004年8月28日初版発行	株式会社双葉社
同	50722-37	マンサンコミックス おさわがせ弁天寮	2004年12月29日初版発行	実業之日本社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第161号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

早来食肉衛生検査所の項中「日胆工場」を「早来工場」に改める。

北海道告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、多度志土地改良区から、次のとおり役員の前回の届出があった。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17.2.10	理事	庄末清孝	深川市多度志541番地

北海道告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、広尾町の行う土地改良（新生北地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成17年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第164号

道営土地改良（布礼別地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、土層改良、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡阿寒町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿寒町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡鶴居村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚岸町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡阿寒町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

阿寒町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第166号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇18の3 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第167号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 帯広圏都市計画道路に係る事項
 - 都市計画の種類 道路
 - 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・8号弥生通	帯広市東13条南7丁目	帯広市南町	帯広市大通28丁目

 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項
 - 都市計画の種類 道路
 - 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・26号美々駒里大通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々

 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 奈江富良野線	空知郡中富良野町字中富良野3970番192地先から空知郡中富良野町字中富良野3970番20地先まで	平成17. 3. 4
道道 上富良野旭中富良野線	空知郡上富良野町5138番1地先から空知郡上富良野町5138番1地先まで	同
道道 夕張新得線	勇払郡占冠村字中トマム2148番地先から勇払郡占冠村字中トマム2647番1地先まで	同
道道 愛別当麻旭川線	上川郡当麻町834番2地先から上川郡当麻町225番1地先まで	同
道道 和寒鷹栖線	上川郡鷹栖町7291番地先から上川郡鷹栖町7310番地先まで	同

北海道告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字湯浜国有林檜山森林管理署2425林班ろ小班地先(海浜地)から奥尻郡奥尻町字湯浜109番地先まで	前	6.10mから50.70mまで	2,112.04m	—
		後	17.50mから279.00mまで	2,111.83m	—
奥尻郡奥尻町字湯浜109番地先から奥尻郡奥尻町字湯浜176番4地先(河川敷地)まで	奥尻郡奥尻町字湯浜109番地先から奥尻郡奥尻町字湯浜176番4地先(河川敷地)まで	前	9.20mから54.70mまで	1,416.00m	—
		後	9.20mから81.50mまで	1,416.00m	—

奥尻郡奥尻町字米岡523番地先から奥尻郡奥尻町字米岡国有林檜山森林管理署2405林班へ小班地先(海浜地)まで	前	10.10mから 50.50mまで	2,358.16m	—	
	後	10.40mから 159.70mまで	2,362.01m	—	
奥尻郡奥尻町字米岡386番1地先から奥尻郡奥尻町字米岡523番地先まで	前	7.00mから 36.60mまで	1,717.27m	—	
	後	14.00mから 68.40mまで	1,678.50m	—	
奥尻郡奥尻町湯浜国有林檜山森林管理署2415林班い小班地先(海浜地)から奥尻郡奥尻町湯浜98番5地先まで	前	8.60mから 33.20mまで	5,806.83m	—	
	後	12.80mから 204.80mまで	5,799.08m	—	
士別滝上線 北海道網走土木現業所	前	紋別郡滝上町字滝上市街地3条通1丁目19番1地先から紋別郡滝上町字滝上市街地3条通1丁目19番5地先まで	14.80mから 25.50mまで	88.55m	—
	後	18.51mから 55.00mまで	93.55m	—	
シラトリマップ滝上原野線 北海道網走土木現業所	前	紋別郡滝上町字滝上市街地3条通2丁目18番3地先から紋別郡滝上町字滝上市街地3条通2丁目2番3地先まで	14.50mから 14.50mまで	116.56m	道道 士別滝上線 重複L = 7.27m
	後	16.00mから 22.22mまで	117.54m	—	道道 士別滝上線 重複L = 13.82m
麓郷山部停車場線 北海道旭川土木現業所	前	富良野市東京大学演習林34林班b小班地先から富良野市東京大学演習林30林班a小班地先まで	13.00mから 39.00mまで	641.36m	—
	後	13.00mから 39.00mまで	641.36m	—	—

北海道告示第170号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項名寄農業協同組合の事項、智恵文農業協同組合の事項及び風連農業協同組合の事項を削り、同項北はるか農業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。

道北なよろ農業協同組合 平成17.2.1 道北なよろ農業協同組合

同 名寄支所
同 智恵文支所

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成17年3月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三

道公安委員会規則

北海道公安委員会規則第1号

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月4日

北海道公安委員会委員長 矢吹 徹雄

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則(平成13年北海道公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。